

令和5年度 山梨地方最低賃金審議会
第4回 山梨県最低賃金専門部会

と き：令和5年8月4日
と ころ：山梨労働局大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 山梨県最低賃金改正決定審議
 - (2) その他
- 3 閉 会

第4回 山梨県最低賃金専門部会 配席表 (R5.8.4)

山梨労働局大会議室

今井委員
反田委員
門野委員

公益委員

岡本委員

小林委員

白倉委員

労働者側委員

使用者側委員

長谷川委員

早川委員

丸茂委員

事務局

井上賃金室長
岡村労働基準部長
平出室長補佐

出入口

令和5年度 山梨県最低賃金改正審議 公益委員案

令和5年8月4日

労働者代表委員、使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここに提示します。

記

1時間 938 円

(引上げ額 40 円、 引上げ率 4.45 %)

(案)

令和5年8月4日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県最低賃金専門部会
部会長 反田 一富

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月5日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

今井 幸一 門野 圭司 反田 一富

労働者代表委員

岡本 昌也 小林 賢 白倉 範人

使用者代表委員

長谷川 正一郎 早川 幸夫 丸茂 正樹

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山梨県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 938円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

山梨県最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専 門 部 会	1	5年7月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出 部会長に反田委員、部会長代理に今井委員を選出した。 2 審議日程について 3 最低賃金等の状況について 4 労使からの意見聴取結果について
	2	5年8月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県内の賃金等の状況について 2 山梨県最低賃金改正決定審議 労使がそれぞれ基本的見解を発表
	3	5年8月3日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県最低賃金改正決定審議 労使がそれぞれ金額を提示し、以後、公益委員の数次にわたる労使各側との個別折衝を行った。
	4	5年8月4日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県最低賃金改正決定審議 公益委員の数次にわたる労使各側との個別折衝を行った。 2 結審 公益委員が提示した（案）について採決を行った。 その結果、公益案を全会一致で決議した。 3 専門部会報告（案）審議及び同報告の決定事務局（案）のとおり了承した。

【参考】

区分	回	開催年月日	調査審議事項
本 審	1	5年7月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県最低賃金の改正決定に係る諮問について 2 山梨県最低賃金専門部会の設置について
	2	5年8月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央最低賃金審議会における目安について 2 賃金実態調査結果等について 3 労使からの意見聴取結果について